

銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項に基づく猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新に係る審査基準新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>審査基準 令和4年3月15日作成</p>	<p>審査基準 令和7年3月1日作成</p>
<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>
<p>根拠条項：第7条の3第1項</p>	<p>根拠条項：第7条の3第1項</p>
<p>処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新</p>	<p>処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の</p>	<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の</p>

更新の手続)
猟銃の口径の長さの特例に関する規則
暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為
を定める規則

審 査 基 準：別紙のとおり

標 準 処 理 期 間：
定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3
及び同法施行規則第34条の規定による。

申 請 先：住所地又は法人の事業場の所
在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）
課

問 合 せ 先：住所地若しくは法人の事業
場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全
刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、
内 3177

備 考：

別紙

審査基準：
法定の人的欠格事由のうち、
1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と
は、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を
故意に失効させたものとは認められない事由等
をいう。
2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、
具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との
関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的
不法行為等を行うおそれがあると認められる者
をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律（平成3年法律第
77号）第2条第2号に掲げるものをい
う。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為
その他の罪に当たる違法な行為を定める
規則（平成3年国家公安委員会規則第8

更新の手続)
猟銃の口径の長さの特例に関する規則
暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為
を定める規則

審 査 基 準：別紙のとおり

標 準 処 理 期 間：
定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3
及び同法施行規則第34条の規定による。

申 請 先：住所地又は法人の事業場の所
在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）
課

問 合 せ 先：住所地若しくは法人の事業
場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全
刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、
内 3177

備 考：

別紙

審査基準：
法定の人的欠格事由のうち、
1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と
は、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を
故意に失効させたものとは認められない事由等
をいう。
2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、
具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との
関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的
不法行為等を行うおそれがあると認められる者
をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律（平成3年法律第
77号）第2条第2号に掲げるものをい
う。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為
その他の罪に当たる違法な行為を定める
規則（平成3年国家公安委員会規則第8

号)に掲げるものをいう。

3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

号)に掲げるものをいう。

3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。